

別紙

デジタル庁新型インフルエンザ等対策本部設置要綱

1 デジタル庁新型インフルエンザ等対策本部の設置

デジタル大臣は、国内に新型インフルエンザ等が発生し、政府に新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）が設置された場合その他デジタル庁の業務遂行上必要と認められる場合等には、デジタル庁にデジタル庁新型インフルエンザ等対策本部（以下、「デジタル庁対策本部」という。）を設置する。

2 目的

デジタル庁対策本部は、政府対策本部事務局と緊密な連携を図りつつ必要な連絡調整を行うとともに、デジタル庁新型インフルエンザ等対応業務継続計画に規定する内容に関して庁内で意思統一を図るとともに、新型インフルエンザ等の発生に伴う事態に適切かつ迅速に対応することを目的とする。

3 本部の組織

デジタル庁対策本部は、本部長、本部長代理、副本部長、本部員及び幹事をもって組織する。

4 本部長

- （１）本部長は、デジタル大臣をもって充てる。
- （２）本部長は、本部の事務を総括する。

5 本部長代理及び副本部長

- （１）本部長代理は、デジタル副大臣及びデジタル大臣政務官をもって充てる。
- （２）副本部長は、デジタル監、デジタル審議官及び総括審議官をもって充てる。
- （３）本部長代理及び副本部長は本部長を補佐し、本部長が不在の場合は本部長代理がその職務を代理するものとし、デジタル副大臣、デジタル大臣政務官の順で指揮をとる。

6 本部員及び幹事の指定

本部員及び幹事は、別添に掲げる職員とする。ただし、新型インフルエンザ等の新型インフルエンザ等対策政府行動計画で示されている時期区分等に応じて、本部長が指名する者を追加・変更することができる。

7 本部会議

- （１）本部会議は、本部長が招集する。
- （２）本部会議は、本部長、本部長代理、副本部長及び本部員が出席してこれを開催する。本部員が不在の場合は、関係部局においてあらかじめ定めるところに従い、代

理者が出席する。

- (3) 本部会議は、新型インフルエンザ等対策に関する事項を審議する。
- (4) 本部長は、本部長代理、副本部長及び本部員以外の職員を本部会議に出席させることができる。
- (5) 本部長は、議題により、特に関係のある出席者のみで本部会議を招集する場合がある。
- (6) 本部長は、状況により、8の幹事会の会合をもって本部会議に代えることができる。

8 幹事会

- (1) デジタル庁対策本部の下に幹事会を設置し、総括審議官、参事官（総務担当）及び幹事をもって構成する。
- (2) 幹事会は、総括審議官が必要に応じて招集し、デジタル庁対策本部の処理する事務に関する重要事項の審議、調整等を行う。
- (3) 幹事会は、幹事が出席してこれを開催する。
- (4) 幹事会は、本部会議において委任された事項を審議する。

9 庶務

デジタル庁対策本部の庶務は、参事官（総務担当）付において処理する。

10 運営の細則

その他デジタル庁対策本部の運営については、本部長が定めるところによる。

別添

デジタル庁新型インフルエンザ等対策本部構成員等

本部長	デジタル大臣
本部長代理	デジタル副大臣
	デジタル大臣政務官
副本部長	デジタル監
	デジタル審議官
	総括審議官
本部員	各統括官
	各審議官
	参事官（総務担当）
幹事	参事官（総括審議官が指名する参事官）
	その他本部長が指名する者